

7月豪雨災害による仮設住宅に関する申し入れ

2020年 9月 11日

日本共産党熊本県委員会	委員長	松岡 勝
同 南部地区委員会	委員長	野中重男
熊本県議会議員		山本伸裕
人吉市議会議員		本村令斗
同		塩見寿子
八代市議会議員		橋本徳一郎
芦北町議会議員		坂本 登

7月豪雨災害で被災された方々のための仮設住宅整備・入居が進められています。県や被災自治体が、被災者に一刻も早く安心して入居できるようにと、スピード感を重視して整備を進めてこられてきたこと、またこの間の災害の教訓を生かして木造仮設を中心に建設されるなど、被災者の生活に配慮した建設が進められていることに敬意を表するものです。

いっぽうで、被災者の自宅再建はそう簡単に進むものではありません。加えて今回のような未曾有の豪雨災害のもとでは、「元住んでいた場所に自宅再建できるだろうか」といった、先の見えない不安で先に進むことができないという被災者の苦悩も、一層深刻なものがあります。一定期間の仮設住宅での生活を余儀なくされることが予想されるだけに、何よりも被災者の要望に十分に寄りそい、中長期的にも安心して暮らしていくことができるような仮設住宅の整備が必要です。

そこで下記の通り、仮設住宅の整備に関して要望致します。

1、建て方に関する問題

- ・希望者数に見合う戸数を建設すること。
- ・希望に対して建設型応急仮設の建設戸数が不足している場合、みなし仮設を確保するなどして、希望者全員が入居できるようにすること。
- ・令和2年5月の内閣府「災害救助事務取扱要領」においては、公有地のほか、無償提供される被災者の土地や、借り上げた民有地においても応急仮設住宅の建設が認められている。そして被災者の実情を踏まえて一戸からでも自治体の判断で建設できることとなっている。仮設入居希望者の要望をよく聞き、その必要があると判断される場合には、要望に最大限応えられるような柔軟な建設を進めるべきである。
- ・「もともと住んでいた、住み慣れた場所に住みたい」との思いは誰しも持っている。安全の確保に十分配慮しつつ、例えばピロティ型仮設、宅地かさ上げ、輪中堤などの手法で集落ごとに仮設住宅を建てるなど、可能な限り集落のコミュニティが維持されるよう配慮すること。

2、生活環境改善に関する問題

- ・買い物や通院、通学の利便性について十分配慮し、改善に努めること。
- ・部屋の改造（物置棚の設置、バリアフリー化等）については柔軟に認め、必要に応

じた財政補助をおこなうこと。

- ・仮設団地での新しいコミュニティ形成促進を支援すること。集会所設置、自治会の結成、住民懇談会等。
- ・仮に遠隔地の仮設住宅に入居せざるを得なかった場合でも、もしもより条件の良い場所に仮設住宅が後に建設されたら、そこに転居できることを認めるべきである。
- ・子どもの安全な遊び場、来客用駐車スペース、街灯、家庭菜園ができるスペース確保など生活環境改善に配慮すること。

3、被災者の生活支援

- ・仮設入居者の多くは、高価な家財道具を含め、大半の持ち物を失う被害に見舞われている。せめて生活必需品である家財道具については設置を支援するべきである。冷蔵庫、洗濯機、テレビ、扇風機、ベッド（高齢者、障がい者等）、掃除機、炊飯器など。
- ・被災者の中には親せきや子どもなど、知人を頼って避難している方の中にも、「仮設住宅が建設されたらそちらに移りたい」と思っている方は少なくないと思われる。すべての仮設入居資格者に対し、情報提供、入居案内がもれなく行き届くようにすべきである。
- ・孤独死などを生み出さぬよう、安否確認や定期的な健康相談が行き届く体制を確立すること。
- ・他自治体の協力により、被災者が公営住宅に無償で入居できているが、被災した自宅の片づけに通う際の交通費負担が深刻となっている。そうした被災者に高速道路の通行証を発行するなどして負担軽減をはかること。

以上